

入札（見積）に関する注意事項（さいたま市水道局）

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札（見積）書を提出してください。

記

契 約 整 理 番 号		2660621
案 件 名		軽貨物電気自動車賃貸借（令和9年度）
借 入 場 所		さいたま市北区盆栽町200-1
業 務 所 管 課		営業課
公 告 日 ・ 告 示 日 等		令和8年10月1日（木）
仕 様 書 等	質 問 受 付 期 間	令和8年10月1日（木）午前9時から 令和8年10月9日（金）午後4時まで
	質 問 回 答 期 日	令和8年10月15日（木）
入札（見積）書受付開始日時		令和8年10月16日（金）午前9時
入札（見積）書受付終了日時		令和8年10月23日（金）午後5時
開 封 日 時		令和8年10月26日（月）午前9時30分
保 証 金	入 札 保 証 金	①. 免除 2. 入札金額の 5/100 3. 適用なし
	契 約 保 証 金	①. 免除 2. 契約金額の 10/100
借 入 期 間		令和9年7月1日～令和14年6月30日（60か月）
そ の 他		—

（注意事項）

1 仕様書等の閲覧及び質問

- (1) 仕様書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する資料を参照すること。
- (2) 仕様書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。
- (3) やむを得ない理由により、システムにおいて仕様書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出（郵送又は電子メール）を行うことができる。この場合、回答は文書にて送付し、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。
- (4) その他入札に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。

2 開札の立会

入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状を提出すること。

3 入札方法

- (1) 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送（一般書留又は簡易書留等）による紙での入札を受け付ける。やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、事前に紙入札方式参加申請書を管財課に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 紙による入札の場合は、入札書は到達期限までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。郵送の際には、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、

表側に件名、開札日時及び入札参加者名を記載し、封かんすること。また、内封筒の裏側3か所に封緘印を押印した上で、郵送用の外封筒により送付すること。なお、郵送用の外封筒は、あて名を「さいたま市水道局業務部管財課契約係」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）を記載すること。なお、入札書に記載する日付は開札日を記載すること。

(3) 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出のときに、併せて当該入札（見積）金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

4 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 入札の辞退

入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）

6 入札の無効

(1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市水道局契約事務規程に違反した入札は無効とする。

(2) 明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

(3) 内訳書の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない入札

7 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

8 不調時の取扱い

(1) 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結する場合がある。

(2) 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることはできない。

9 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合

落札とすべき金額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに電子くじにより、落札者を決定します。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。

10 落札者の決定方法

さいたま市水道局契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 開札結果

落札者となるべきものがあつたときは、開札日に電子入札システムにおいて通知する。な

お、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知する。

12 本件は、債務負担行為該当案件である。

13 問い合わせ

さいたま市浦和区常盤 6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課契約係

電話：048-714-3080

メールアドレス：keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp